

第 8 章 危 険 物 規 制

1. 危 険 物 施 設 の 現 況

(1) 危 険 物 の 規 制

危 険 物 の 規 制 事 務 は、 当 該 危 険 物 施 設 が 存 ず る 市 町 村 又 は 消 防 組 合 が 所 管 し、 2 以 上 の 行 政 区 域 に わ た っ て 設 置 さ れ る 施 設 に つ い て は 県 が 所 管 し て い る。

(2) 危 険 物 施 設 数

危 険 物 施 設 数 の 推 移 は、 第 1 表 の と お り で あ る。

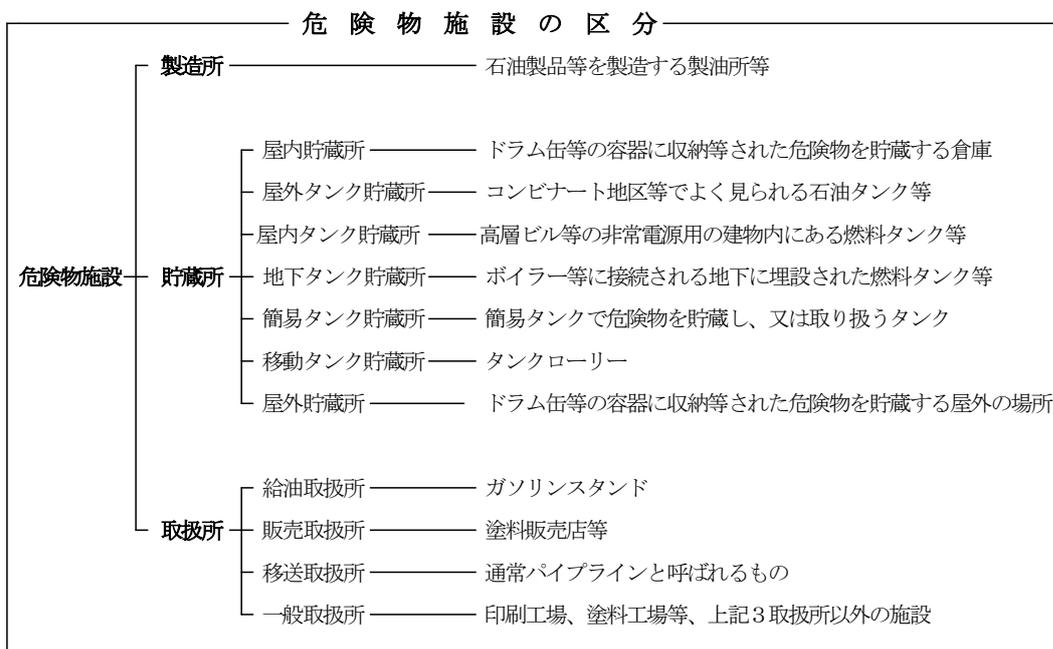
ま た、 令 和 6 年 3 月 31 日 現 在 の 危 険 物 施 設 数 は、 第 2 表 か ら 第 6 表 の と お り で あ る。

第 1 表 危 険 物 施 設 数 の 推 移

(各年度とも年度末(3月31日)現在)

施 設 \ 年 度	3 0	元 (31)	2	3	4	5
製 造 所	72	75	75	77	77	77
貯 蔵 所	4,668	4,569	4,485	4,412	4,352	4,295
取 扱 所	1,718	1,704	1,696	1,670	1,670	1,654
総 計	6,458	6,348	6,256	6,159	6,099	6,026
対前年増加率(%)	△1.4	△1.7	△1.4	△1.6	△0.9	△1.2

※平成29年度の危 険 物 施 設 数 の 総 計 は 6, 553 施 設 で あ る。



第2表 危険物規制対象施設数一覧表

(令和6年3月31日現在)

区分 市町村名	合計	製造所	貯蔵所									取扱所					事業所数
			小計	屋内 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	屋内 タンク 貯蔵所	地下 タンク 貯蔵所	簡易 タンク 貯蔵所	移動 タンク 貯蔵所	屋外 貯蔵所	小計	給油 取扱所	第1種 販売 取扱所	第2種 販売 取扱所	移送 取扱所	一般 取扱所	
県計	6,026	77	4,295	886	1,015	155	1,218	20	902	99	1,654	716	4	3	8	923	2,681
富山市	2,155	27	1,537	337	378	39	442	7	306	28	591	240	4	2	4	341	963
高岡市	1,203	23	884	204	248	27	200	3	183	19	296	126			2	168	441
射水市	568	11	378	74	112	7	75	2	98	10	179	91			1	87	228
富山県東部消防組合	636	11	439	88	131	21	99	3	91	6	186	70		1		115	255
新川地域	500	2	346	65	55	32	116		63	15	152	57				95	232
砺波地域消防組合	796	2	589	100	77	18	247	4	133	10	205	110				95	483
立山町	167	1	122	18	14	11	39	1	28	11	44	22				22	78
本部設置計	6,025	77	4,295	886	1,015	155	1,218	20	902	99	1,653	716	4	3	7	923	2,680
本部未設置計	1										1				1		1
前年度末県計	6,099	77	4,352	879	1,030	156	1,251	19	918	99	1,670	719	5	3	8	935	2,751

- 注： 1. 貯蔵所及び取扱所の区分は政令の区分による。(以下の表において同様)
2. 本表には、設置を許可したもので完成検査済証を交付した危険物施設のうち、廃止届を受理したものを除いた数を記載した。(以下の表において同様)
3. 市町村名の項目中「本部」とは、消防本部をさす。
4. 2以上の行政庁の区域にわたる施設は、本部未設置に含めた。(以下の表において同様)

第3表 数量別危険物製造所等数（完成検査済証交付施設）

（令和6年3月31日現在）

製造所等の別 数量の別		合計	製造所	貯 蔵 所								取 扱 所					
				小 計	屋 内 貯蔵所	屋 外 タンク 貯蔵所	屋 内 タンク 貯蔵所	地 下 タンク 貯蔵所	簡 易 タンク 貯蔵所	移 動 タンク 貯蔵所	屋 外 貯蔵所	小 計	給 油 取扱所	第1種 販売 取扱所	第2種 販売 取扱所	移 送 取扱所	一 般 取扱所
総 計	計	6,026	77	4,295	886	1,015	155	1,218	20	902	99	1,654	716	4	3	8	923
	A地区	6,025	77	4,295	886	1,015	155	1,218	20	902	99	1,653	716	4	3	7	923
	B地区	1										1				1	
5 倍以下	計	2,498	5	2,057	399	162	94	626	19	701	56	436	51	3			382
	A地区	2,498	5	2,057	399	162	94	626	19	701	56	436	51	3			382
	B地区																
5 倍を超え 10倍以下	計	1,099	12	777	217	135	31	332	1	38	23	310	74	1			235
	A地区	1,099	12	777	217	135	31	332	1	38	23	310	74	1			235
	B地区																
10倍を超え 50倍以下	計	1,212	31	776	155	332	30	192		48	19	405	209		3		193
	A地区	1,212	31	776	155	332	30	192		48	19	405	209		3		193
	B地区																
50倍を超え 100倍以下	計	450	8	332	49	153		43		87		110	52				58
	A地区	450	8	332	49	153		43		87		110	52				58
	B地区																
100倍を超え 150倍以下	計	191	6	112	33	48		14		17		73	61				12
	A地区	191	6	112	33	48		14		17		73	61				12
	B地区																
150倍を超え 200倍以下	計	161	2	55	10	34		5		6		104	96				8
	A地区	161	2	55	10	34		5		6		104	96				8
	B地区																
200倍を超え 1,000倍以下	計	305	12	100	14	74		6		5	1	193	173			1	19
	A地区	305	12	100	14	74		6		5	1	193	173			1	19
	B地区																
1,000倍を超え 5,000倍以下	計	58	1	43	5	38						14				1	13
	A地区	58	1	43	5	38						14				1	13
	B地区																
5,000倍を超え 10,000倍以下	計	15		14	1	13						1					1
	A地区	15		14	1	13						1					1
	B地区																
10,000倍 を超えるもの	計	37		29	3	26						8				6	2
	A地区	36		29	3	26						7				5	2
	B地区	1										1				1	

注：1. 数量の別の欄は、製造所等で貯蔵し又は取り扱う危険物の最大数量（許可数量）を、指定数量の倍数によって表したものである。
 2. A地区とは、消防本部及び消防署の設置市町村をいい、B地区とは、消防本部及び消防署の未設置市町村（2以上の許可行政庁の区域にわたるものを含む。）をいう。（以下の表において同様）

第4表 類別危険物製造所等数（完成検査済証交付施設）

（令和6年3月31日現在）

製造所等の別 類別		合計	製造所	貯蔵所								取扱所						
				小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	
総計	計	6,026	77	4,295	886	1,015	155	1,218	20	902	99	1,654	716	4	3	8	923	
	A地区	6,025	77	4,295	886	1,015	155	1,218	20	902	99	1,653	716	4	3	7	923	
	B地区	1										1				1		
単独	第1類	計	12	1	8	8						3					3	
		A地区	12	1	8	8						3					3	
		B地区																
	第2類	計	18	2	16	10	3				2	1						
		A地区	18	2	16	10	3				2	1						
		B地区																
	第3類	計	22		20	11	2				7		2					2
		A地区	22		20	11	2				7		2					2
		B地区																
	第4類	計	5,810	49	4,162	793	1,000	155	1,218	20	878	98	1,599	716	4	3	8	868
		A地区	5,809	49	4,162	793	1,000	155	1,218	20	878	98	1,598	716	4	3	7	868
		B地区	1										1				1	
	第5類	計	12		11	11							1					1
		A地区	12		11	11							1					1
		B地区																
	第6類	計	31	1	25		10				15		5					5
		A地区	31	1	25		10				15		5					5
		B地区																
混在	計	121	24	53	53							44					44	
	A地区	121	24	53	53							44					44	
	B地区																	

注：単独とは、類を同じくする危険物のみを貯蔵し又は取り扱っている製造所等をいい、混在とは類を異にする危険物を貯蔵し又は取り扱っている製造所等をいう。

第5表 容量別屋外タンク貯蔵所数（危険物類別）

（各年度とも年度末（3月31日）現在）

危険物の類別 タンク容量別	合 計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
元（31）年度末	1,077	0	4	2	1,061	0	10
2年度末	1,061	0	3	2	1,046	0	10
3年度末	1,047	0	3	2	1,032	0	10
4年度末	1,030	0	3	2	1,015	0	10
5年度末	1,015	0	3	2	1,000	0	10
100KL未満	830		1	1	819		9
100KL以上 500KL "	102		2		100		
500KL " 1,000KL "	19			1	17		1
1,000KL " 5,000KL "	35				35		
5,000KL " 10,000KL "	7				7		
10,000KL " 50,000KL "	22				22		

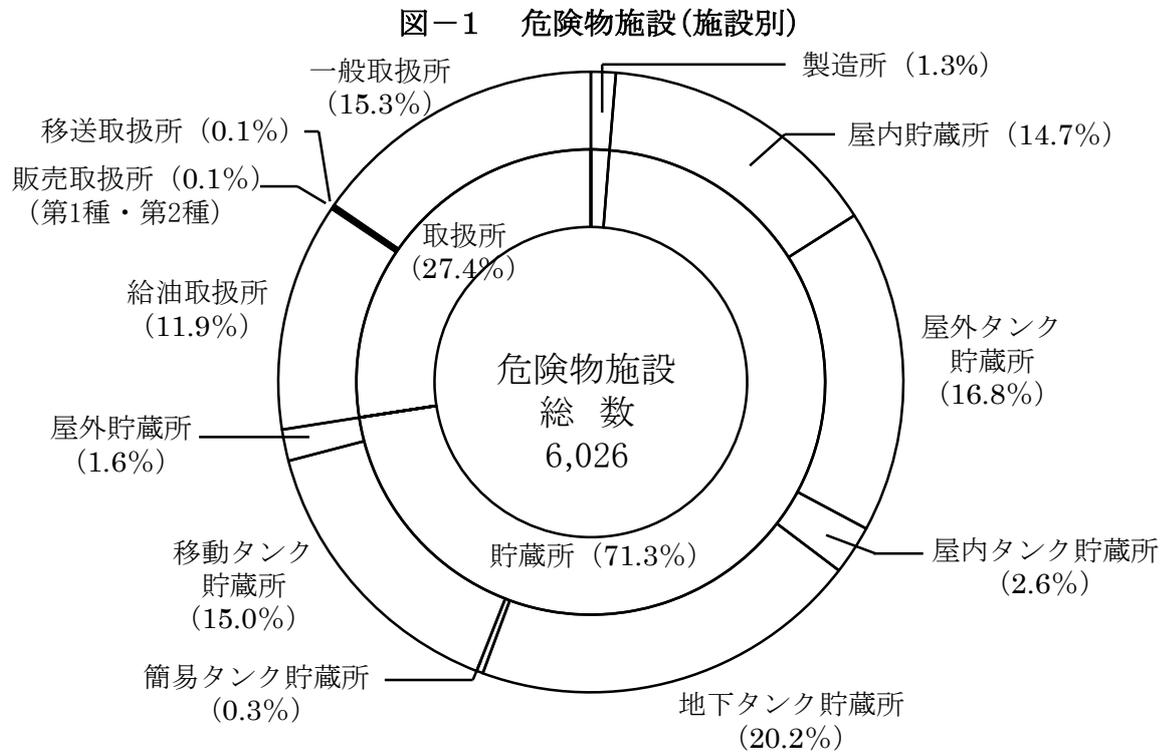
第6表 容量別屋外タンク貯蔵所数（第4類の内訳）

（各年度とも年度末（3月31日）現在）

第4類の品名 タンク容量別	第1石油類			第2石油類		第3石油類	第4石油類	アルコール類	その他
	原油	ナフサ	ガソリン	灯油	軽油	重油			
30年度末	7	5	17	152	53	312	14	99	426
元（31）年度末	7	5	17	149	53	301	14	99	416
2年度末	6	5	17	146	52	293	9	99	419
3年度末	6	5	17	139	58	276	9	104	418
4年度末	2	3	18	134	59	268	9	102	420
5年度末	3	3	18	133	58	263	9	102	411
100KL未満			4	103	39	199	9	99	366
100KL以上 500KL "				23	7	26		3	41
500KL " 1,000KL "			5	1	2	7			2
1,000KL " 5,000KL "		3	6	3	9	12			2
5,000KL " 10,000KL "			3	1	1	2			
10,000KL " 50,000KL "	3			2		17			

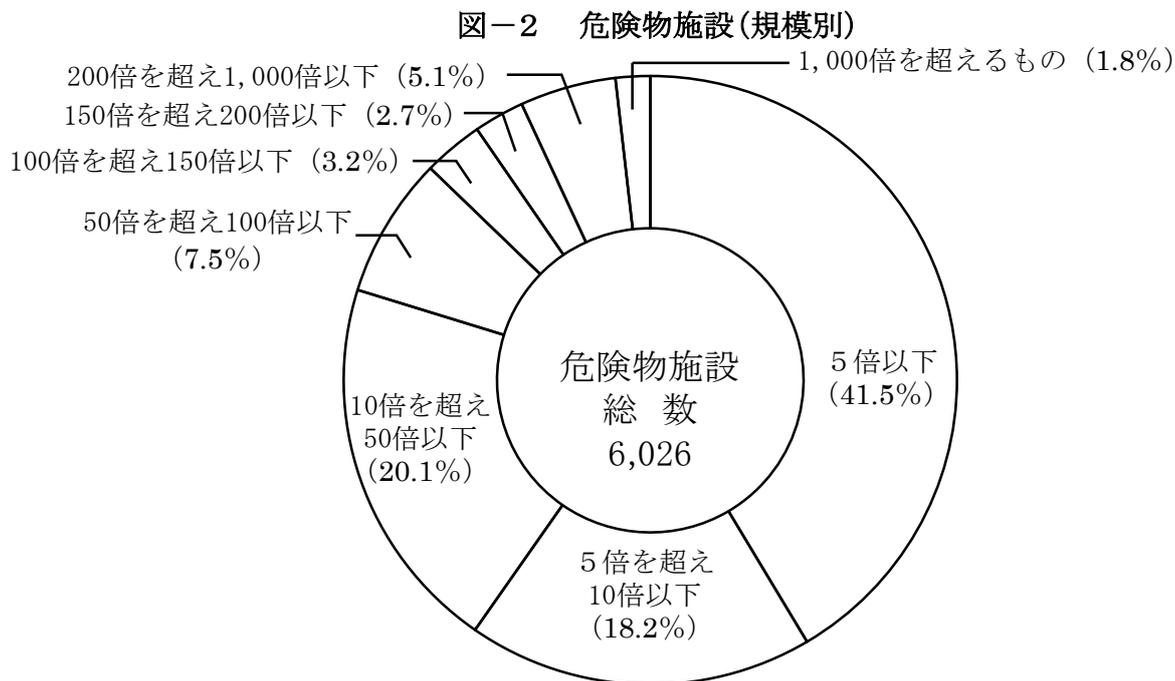
(3) 危険物施設の区分構成

令和6年3月31日現在の危険物施設区分毎の構成比は図-1のとおりで、製造所1.3%、貯蔵所71.3%、取扱所27.4%となっている。施設別で最も多いのは、地下タンク貯蔵所で20.2%を占め、次いで、屋外タンク貯蔵所16.8%、一般取扱所15.3%、移動タンク貯蔵所15.0%、屋内貯蔵所14.7%、給油取扱所11.9%の順となっている。



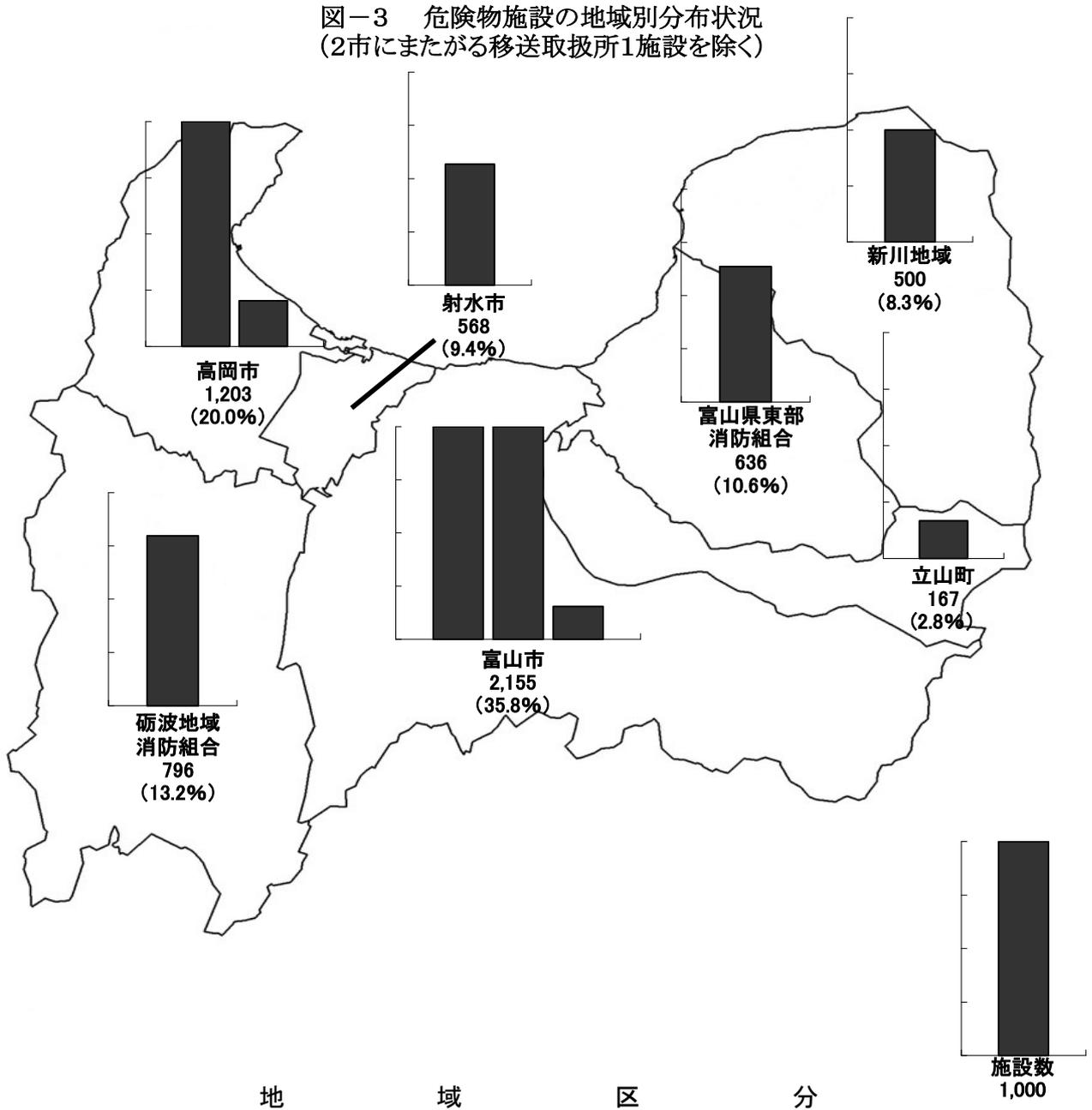
(4) 危険物施設の規模別構成

令和6年3月31日現在の危険物施設の規模別構成比は図-2のとおりで、指定数量の倍数5倍以下の小規模施設が全体の41.8%を占めている。



(5) 地域別分布状況

令和6年3月31日現在の危険物施設の消防本部（局）別分布状況は図-3のとおりである。



地 域 区 分	
富山市	富山市
高岡市	高岡市、氷見市
射水市	射水市
富山県東部消防組合	魚津市、滑川市、上市町、舟橋村
新川地域	黒部市、入善町、朝日町
砺波地域消防組合	砺波市、南砺市、小矢部市
立山町	立山町

2. 危険物施設の自主保安

消防法では、一定規模以上の事業所について、その自主保安体制を確立するため、危険物保安統括管理者を選任しなければならない事業所、自衛消防組織を設置しなければならない事業所等が定められており、その状況は第7表のとおりである。

第7表 危険物保安統括管理者等の選任、設置事業所数

(令和6年3月31日現在)

消防本部分別	区分	危険物 保安統括管理者	危険物施設 保安員	予防規程	自衛消防組織
総数		7	32	550	5
富山市		2	11	194	2
高岡市		3	6	101	3
射水市		1	9	83	0
富山県東部消防組合		0	4	48	0
新川地域		0	1	45	0
砺波地域消防組合		0	0	66	0
立山町		0	0	12	0
2以上の許可行政の 区域にわたるもの		1	1	1	0

注：複数項目に該当する場合は、重複して掲載した。

3. 危険物施設の保安検査

消防法第14条の3の規定により、移送取扱所又は屋外タンク貯蔵所で一定規模以上のものは、一定期間ごとに保安検査を受けなければならないこととされているが、令和5年度における実施状況は第8表のとおりである。

第8表 危険物施設の保安検査実施状況

区分	実施行政庁	検査対象施設数	5年度実施数
特定移送取扱所	該当なし	0	0
特定屋外タンク貯蔵所	富山市	2	2

注：特定移送取扱所については、施設休止のため保安検査を延期

4. 危険物施設への立入検査

消防法第16条の3の2又は第16条の5の規定により、危険物施設の位置、構造、設備の基準及び貯蔵・取扱いの基準が守られているかについて、立入検査を実施しているが、令和5年度の実施状況は次のとおりである。

施設総数	6,026
検査施設数	3,681
延検査回数	3,788

また、移動タンク貯蔵所について、令和5年11月に、常置場所等での立入検査（移動タンク貯蔵所527台）及び走行中車両に対する路上立入検査（移動タンク貯蔵所19台、危険物運搬車両3台）を実施した結果、不適合車両への指導件数は、常置場所等では移動タンク貯蔵所66件、走行中の車両では移動タンク貯蔵所0件、危険物運搬車両1件であった。

5. 危険物施設等の事故

令和5年における危険物施設及びコンビナート等特別防災区域内における事故の発生件数は19件であり、その概要は第9表のとおりである。

また、火災・流出事故件数及び事故の発生原因については、第10表及び第11表のとおりである。

第9表 危険物製造所等における事故

(令和5年1月1日～令和5年12月31日)

発生日 (覚知日)	発生場所 (事故種別)	製造所等 の区分等	危険物の名称 及び種類等	死傷 者数	事故の概要
令和5年 2月3日	小矢部市 (火災)	一般取扱所	第4類 第3石油類 ダフニークエン チGS70	0	ダフニークエンチGS70の入った油槽に金型を浸漬したところ、浸漬が不十分であったため、油槽の油に引火し、火災が発生したものの。
令和5年 3月20日	高岡市内 (コンタミ)	給油取扱所	第4類 第1石油類 ガソリン 第2石油類 軽油	0	移動タンク貯蔵所から軽油を荷卸しする際、誤ってハイオクガソリンの地下タンクに注油したものの。
令和5年 3月23日	射水市内 (流出)	一般取扱所	第4類 第4石油類 タービン油	0	油清浄装置の動作不良に伴う調査中に、タービン油が流出したものの。
令和5年 4月6日	富山市内 (流出)	屋外タンク貯蔵所	第4類 第1石油類 酢酸エチル	0	一般取扱所から屋外タンク貯蔵所への移送配管のフランジ接続部分から移送中の酢酸エチルが流出したものの。
令和5年 5月12日	氷見市内 (破損)	給油取扱所	(消火器、窓サッシ)	0	顧客が給油のために乗用車を方向転換した際、アクセルペダルとブレーキペダルを踏み間違え、消火器及び事務所の窓サッシに接触したものの。
令和5年 5月24日	射水市内 (火災)	一般取扱所	第4類 第2石油類 塗料	0	アース接続せずに帯電防止シートを使用したところ、スパークが発生し帯電防止シートに着火・出火したものの。
(令和5年 6月2日)	高岡市 (破損)	給油取扱所	(監視室)	0	給油取扱所において、移動タンク貯蔵所を後退中に安全確認のためブレーキペダルを踏んで一時停止していたが、踏みが甘くなり、監視室に衝突した。

令和5年 6月22日	高岡市内 (破損)	給油取扱所	(照明、天井 板)	0	顧客が高所作業車の車高の目測を誤り、給油レーン進入時に高所作業車のバスケット部分をキャノピーの照明に衝突させ、照明及び天井板の一部を破損したものの。
(令和5年 6月22日)	高岡市内 (流出)	屋外タンク貯 蔵所	第4類 第2石油類 廃油	0	地震に伴い、当該施設の払出し配管のフランジ接続部に隙間が生じ、廃油約10Lが防油堤内に漏えいしたものの。
令和5年 8月12日	黒部市内 (流出)	地下タンク貯 蔵所	第4類 第2石油類 灯油	0	地下タンク貯蔵所内に溜まっていた水の抜き取り作業中に監視を怠り、河川に油分の含んだ水が流出したものの。
令和5年 8月30日	魚津市 (流出)	屋外タンク貯 蔵所	第4類 第3石油類 重油	0	屋外タンク貯蔵所から一般取扱所に重油を送油中、配管継手部から重油約100Lが漏洩し、地中に浸透したものの。
令和5年 9月6日	高岡市 (破損)	給油取扱所	(固定給油設 備)	0	給油取扱所敷地内でコンクリート作業車が後退する際に車両後方部が固定給油設備に接触し破損させたものの。
令和5年 9月20日	高岡市 (流出)	給油取扱所	第4類 第1石油類 ガソリン	0	給油中の顧客が給油終了と思い込み、給油ノズルが接続されたまま車を発進させたため、給油ホースが本体から離脱、ホース内のガソリンが漏れたものの。
令和5年 10月26日	射水市 (火災)	一般取扱所	(溶鋼)	0	溶鋼をレードルで受け、台車で搬送する際に、レードルの耐火物(レンガ等)が損傷し、溶鋼が漏洩・飛散し、台車とレールを焼損したものの。
令和5年 11月15日	富山市 (火災)	一般取扱所	第4類 アルコール類 メタノール	1	反応缶にSUSジョッキを用いてメタノール洗浄を行っていた際に出火したものの。
令和5年 12月1日	朝日町 (その他)	給油取扱所	(防火塀)	1	給油取扱所において、顧客が自動車を急発進させ防火塀に衝突したものの。
令和5年 12月14日	富山市 (火災)	給油取扱所	調査中	0	給油取扱所内の事務所にあるロッカーの内部が焼損したものの。
(令和5年 12月18日)	高岡市 (破損)	屋外タンク貯 蔵所	(配管)	0	高所作業車を運転中に走行経路を誤り、上方の危険物配管等にブームが接触し、破損させたものの。
令和5年 12月23日	滑川市 (流出)	製造所	第4類 第1石油類 酢酸エチル	0	濾過機のエア抜きバルブの閉め忘れにより、危険物を含有する製品(接着剤)1.8トンが流出したものの。

※1 括弧書きは、危険物施設以外で起きた事故を表す

※2 括弧書きは、危険物施設等で起きた事故のうち、危険物以外が事故の原因となったものを表す

第10表 危険物施設等における火災・流出事故件数

(令和元年～令和5年)

年	計	火災 流出 その他	製造所	貯蔵所			取扱所			運搬中	無許可	その他
				移動 タンク 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	その他	給油 取扱所	一般 取扱所	その他			
				元(31)	19(2)	6(1) 13(1)	0(0) 0(0)	0(0) 1(0)	0(0) 3(0)			
2	14(0)	4(0) (10)	1(0) 1(0)	0(0) 1(0)	0(0) 3(0)	0(0) 0(0)	0(0) 3(0)	2(0) 2(0)	0(0) 0(0)	0(0) 0(0)	0(0) 0(0)	
3	18(3)	4(2) 14(1)	0(0) 1(0)	0(0) 0(0)	0(0) 1(0)	1(1) 1(0)	0(0) 5(0)	2(1) 5(1)	0(0) 1(0)	0(0) 0(0)	0(0) 0(0)	
4	9(1)	5(0) 4(1)	0(0) 0(0)	0(0) 0(0)	0(0) 2(0)	0(0) 0(0)	0(0) 1(1)	5(0) 1(0)	0(0) 0(0)	0(0) 0(0)	0(0) 0(0)	
5	19(2)	5(1) 14(1)	0(0) 1(0)	0(0) 0(0)	0(0) 4(0)	0(0) 1(0)	1(0) 7(1)	4(1) 1(0)	0(0) 0(0)	0(0) 0(0)	0(0) 0(0)	
合計	79(8)	24(4) 55(4)	1(0) 3(0)	0(0) 2(0)	0(0) 13(0)	1(1) 3(0)	2(0) 22(3)	18(3) 11(1)	0(0) 1(0)	0(0) 0(0)	0(0) 0(0)	

注：各年1月1日から12月31日までにおける発生件数であり、表中の()内の数値は死傷者数である。

第11表 危険物施設等における事故の発生原因

(令和元年～令和5年)

事故発生原因		元(31)年			2年			3年			4年			5年			計		
		火災	流出	その他	火災	流出	その他	火災	流出	その他	火災	流出	その他	火災	流出	その他	火災	流出	その他
人的要因	誤操作	1	2	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0			2	3	2	3
	確認不十分	0	2	2	0	0	0	0	1	1	3	1	0	1	1	3	4	5	6
	監視不十分	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0		1		0	1	2
	管理不十分	1	2	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1			4	3	0
	不作為	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0		1		1	4	0
	小計	3	6	3	1	3	1	1	1	2	5	2	0	2	3	5	12	15	11
物的要因	腐食等劣化	0	2	0	0	4	0	0	5	2	0	1	0		1		0	13	2
	破損	0	0	1	1	0	1	0	0	2	0	0	0	1	1	1	2	1	5
	故障	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1		1	1	0	
	設計不良	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0				1	0	0	
	施工不良	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1			1	2	0
	小計	1	2	1	2	4	1	0	6	4	0	2	0	2	3	1	5	17	7
他要因	交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				1	0	0	1
	不明・その他	2	0	1	1	1	0	3	0	1	0	0	0	1	1		7	2	2
	小計	2	0	1	1	1	0	3	0	1	0	0	0	1	1	1	7	2	3
合計	6	8	5	4	8	2	4	7	7	5	4	0	5	7	7	24	34	21	

6. 危険物取扱者

(1) 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、消防法第13条の3の規定により、危険物の取扱作業の保安に関して必要な知識及び技能について行うもので、令和5年度の実施状況は第12表のとおりである。

また、昭和35年以降における危険物取扱者免状の交付状況は、第13表のとおりである。

(2) 危険物取扱者保安講習

危険物製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、消防法第13条の23の規定により、定期的に都道府県知事が行う講習を受けなければならないこととなっているが、令和5年度の実施状況は、第14表のとおりである。

第12表 危険物取扱者試験の実施状況

(令和5年度：6月10日、6月11日、6月18日、6月25日、10月8日、10月14日、10月15日、10月21日
2月4日、2月10日、2月11日 11回実施)

試験区分 受験者数等	合計	甲種	乙種							丙種
			小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	
受験申請者数(人)	6,762	556	5,348	290	298	334	3,792	289	345	858
受験者数(人)	6,337	490	5,021	281	292	330	3,497	282	339	826
合格者数(人)	2,539	146	1,952	171	177	219	973	207	205	441
合格率(%)	40.1	29.8	38.9	60.9	60.6	66.4	27.8	73.4	60.5	53.4

第13表 危険物取扱者免状の交付状況

区分	合計	甲種	乙種							丙種
			小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	
令和5年度(人)	2,496	145	1,933	171	177	219	953	206	207	418
昭和35年度から令和5年度までの累計(人)	159,868	6,397	111,075	7,789	6,869	7,654	72,971	6,507	9,285	42,396

第14表 危険物取扱者の保安に関する講習の実施状況

会場	講習年月日	講習区分ごとの受講者数			
		一般 (その他施設)	給油取扱所	コンビナート	計
富山会場	令和5年7月26日、27日	439	96	41	576
	令和5年11月16日、17日	370	58	—	428
	令和6年2月1日、2日	335	55	—	390
高岡会場	令和5年7月12日、13日	228	94	—	322
	令和5年11月9日	160	41	—	201
	令和6年1月30日	122	42	—	164
黒部会場	令和5年7月20日、21日	284	64	—	348
砺波会場	令和5年11月1日、2日	88	56	—	144
オンライン	令和5年9月4日～10月3日 令和5年11月6日～12月5日	379	90	85	554
計		2,405	596	126	3,127